

広島県告示第五百七十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第四条第一項の規定により定めた瀬戸内海の環境の保全に関する広島県計画（平成十四年広島県告示第七百三十一号）を次のとおり変更する。

平成二十年六月十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

瀬戸内海の環境の保全に関する広島県計画

（まえがき）

この計画は、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第四条の規定に基づき、広島県の区域（同法第二条第一項に規定する瀬戸内海及び同法第五条第一項に規定する関係府県の区域のうち広島県の区域をいう。）において、瀬戸内海の環境保全に関し実施すべき施策について定めたものである。

第一 計画策定の趣旨

健全で恵み豊かな環境は、地球の悠久の歴史の中で、多種多様な生物とそれを取り巻く環境とが相互に作用し、育まれてきたものであり、その恵沢は、将来の世代にわたり継承していかなければならない。

しかしながら、経済成長に伴う大規模開発や生活様式の変化等により、人間活動から生じる環境への負荷とその順応性とのバランスが崩れつつあり、水質汚濁、廃棄物の不法投棄等の地域的な環境問題が発生するほか、地球温暖化といった地球規模の環境問題が深刻化しつつある。

本県南部に面する瀬戸内海は、優れた景観や生態系等の貴重な資源を有しているが、近年の急速な産業の発展、沿岸域の人口増加等により水質汚濁が進行するなど、かつては深刻な環境問題に直面していた。

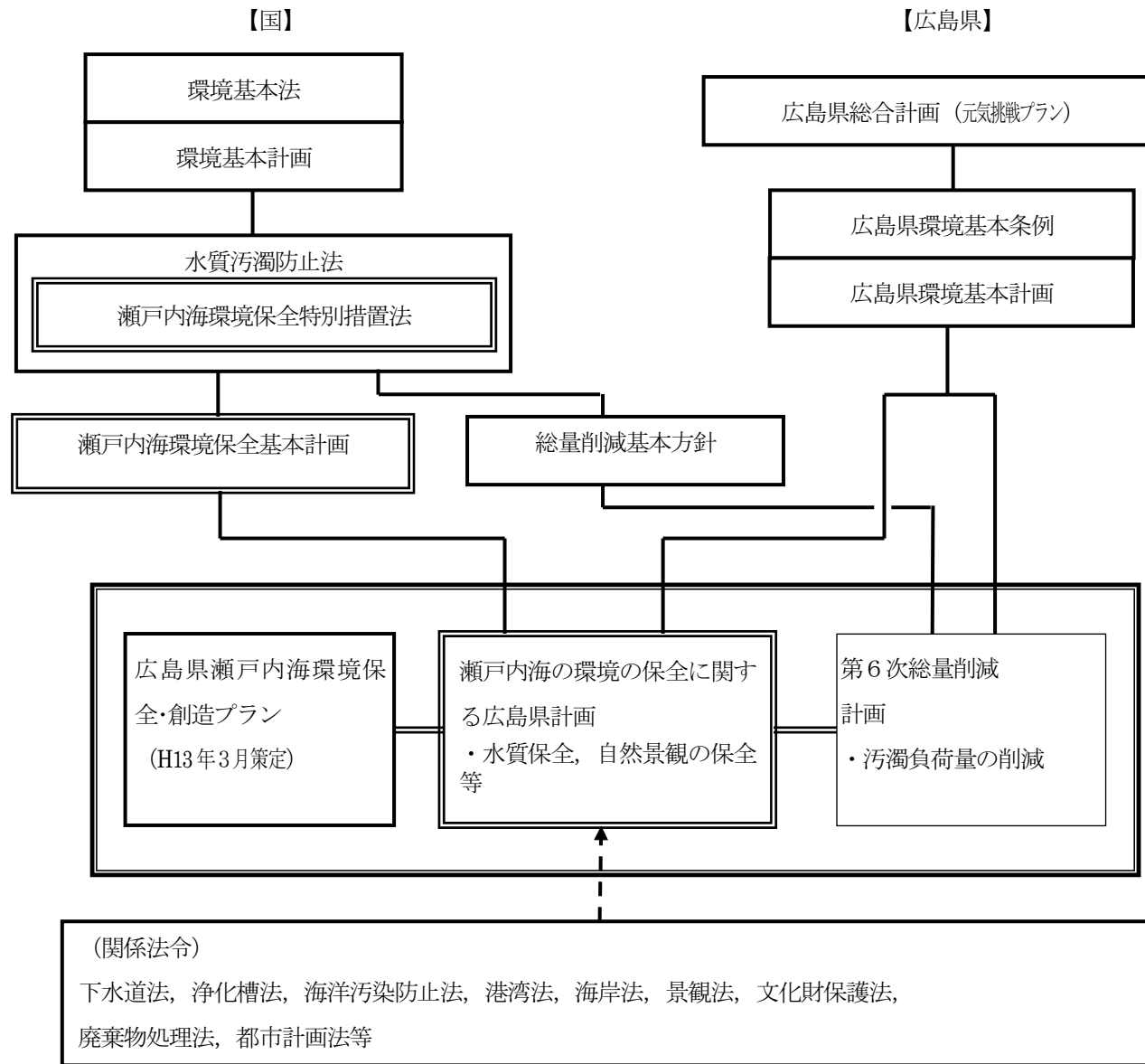
こうした中、瀬戸内海環境保全特別措置法等による水質規制の強化を中心とした諸施策が展開され、一定の水質改善が図られてきたものの、近年、水質はほぼ横ばいの状況であり、赤潮の発生、水産資源の減少、生態系の劣化等、依然として多くの課題を抱えている。

その要因としては、陸域からの汚濁負荷のほか、藻場・干潟等の減少による水質浄化機能の低下、さらには地球温暖化による水温上昇の関係も指摘されており、現在、原因解明の調査・検討が続けられている。

こうした状況を踏まえ、瀬戸内海にふさわしい良好な環境を保全するとともに、これまでの開発等により失われた環境及び生態系を回復させるため、最新の知見に基づき、その時代の技術水準に応じた施策を適切かつ着実に実施し、推進していくことが必要である。

これまで、本県では、瀬戸内海の環境保全に係る施策を総合的に推進するため、昭和五十三年に国が策定した瀬戸内海環境保全基本計画（平成六年及び平成十二年に変更）に基づき、昭和五十六年に、県内の区域における瀬戸内海の環境の保全に関する計画を策定し、随時、変更を行ってきた（昭和六十二年、平成四年、平成九年及び平成十四年に変更）。

今般、瀬戸内海の環境保全に係る施策がより効果的かつ実効あるものとなるよう、最新の知



見等に基づき本計画を変更するものである。また、この計画を策定、公表することにより、県内の瀬戸内海関係者、さらには広く県民に対し、瀬戸内海の環境保全に対するなお一層の理解と協力を求めるとともに、意識の高揚を図るものである。

第二 計画の位置付け

この計画は、瀬戸内海環境保全特別措置法第四条の規定に基づき、広島県の区域（同法第二条第一項に規定する瀬戸内海及び同法第五条第一項に規定する関係府県の区域のうち広島県の区域をいう。）において、瀬戸内海の環境保全に関し実施すべき施策について定めたものである。

第三 瀬戸内海の現状と課題

一 現状

(一) 水質保全等に関する現状

ア 水質濃度の現状と推移

有機汚濁の指標である化学的酸素要求量(COD)について、平成十八年度における県内の瀬戸内海海域(以下「海域」という。)の平均濃度は二・三ミリグラム／リットルとなっており、昭和五十一年から平成十八年度までの推移を見ると、ほぼ横ばいの傾向にある。

また、富栄養化の主要な原因物質である窒素及びりんについて、平成十八年度における県内の海域の平均濃度はそれぞれ〇・三二ミリグラム／リットル、〇・〇二七ミリグラム／リットルとなっており、昭和五十一年から平成十八年度までの推移を見ると、窒素・りんとも低下傾向にある。

イ 海域の環境基準の達成状況

平成十八年度における県内の海域のCODの環境基準達成率は十四パーセントとなつている。

同年度の環境基準達成率を海域の類型別に見ると、A類型で十一パーセント、B類型で〇パーセント、C類型で百パーセントとなっており、近年、環境基準達成率は低い水準で推移している。

平成十八年度における窒素・りんの環境基準達成率は、それぞれ七十八パーセント、百パーセントとなつている。近年、りんについては全ての海域で環境基準を達成しているが、窒素については約七割から八割の達成率で推移している。

また、カドミウム等の人の健康の保護に関する項目については、全ての地点で環境基準を達成している。

ウ 底層の溶存酸素量の状況

東京湾、大阪湾等では、夏期、底層において大規模な貧酸素水塊(溶存酸素量が少ない水塊)が発生し、底生生物の生息環境に影響を及ぼすことがある。また、貧酸素水塊の発生は、底泥からの栄養塩類の溶出量が増加する原因にもなっている。

県内ではこれまで貧酸素水塊の発生は報告されていないが、滞留性の高い広島湾では底層の溶存酸素量が他の海域に比べて低い状況にある。

エ 赤潮の発生状況

県内の赤潮の発生件数は、平成十八年度は九件発生している。発生件数を経年的に見ると、昭和五十年代初めにかけては、毎年十件から十五件程度発生していたが、近年、十件未満と落ち着いている。

オ 藻場・干潟の状況

藻場・干潟は、多様な生物の生息や繁殖の場になるだけでなく、水質浄化機能を有しており、水質改善や生物多様性の回復に重要な役割を果たしている。県内の藻

場面積は千八百四十二ヘクタール（平成十年）、干潟面積は千八百八十六ヘクタール（平成十九年）となっており、昭和五十三年と比較し、埋立等により藻場・干潟とも約一割が消失している。

（二）自然景観の保全に関する現状

ア 自然景観の状況

瀬戸内海における特別の自然環境を有する地域は、その態様により国立公園、県立自然公園等に指定され適切な保全が図られているが、一部の地域で、瀬戸内海の景観を形成する重要な要素である沿岸地域、島しょ部の草木の緑が開発等による伐採、松くい虫被害、採石等により減少しており、周囲の景観と調和しない状況が見られる。

イ 自然海岸等の保全状況

自然海岸は海面と一体となった優れた景観を構成しているが、埋立等により年々減少しており、人と海とのふれあいの場や生物の生息の場が失われるとともに、周囲の景観に影響が及んでいる。

ウ 海ごみ問題の顕在化

海域に漂流しているごみ、海岸に漂着したごみなどの問題が顕在化しており、周囲の景観が損なわれるだけでなく、漁業被害や生態系への影響が懸念されている。

二 課題

（一）水質保全等に関する課題

陸域からの汚濁負荷量は徐々に減少しているにもかかわらず、CODについては、環境基準達成率の改善が見られていない。

「第六次水質総量規制の在り方について（平成十七年五月、中央環境審議会答申）」によると、閉鎖性海域における水質汚濁に影響を与える要因として、

- (1) 有機汚濁物質及び栄養塩類の流入
 - (2) 底泥からの栄養塩類の溶出
 - (3) 干潟の減少による水質浄化機能の低下
 - (4) 植物プランクトンの増殖による有機物の内部生産
 - (5) CODが近年上昇傾向にある外海との海水交換
- などが挙げられている。他にも、難分解性有機物の割合が増加するなどの海洋環境の変化の可能性も指摘されている。

このため、これまでの水質総量規制による汚濁負荷量の削減のほか、底泥の除去、藻場・干潟の保全・再生等の施策を推進する必要がある。

また、赤潮の発生機構や溶存酸素量低下の原因を解明し、栄養塩類等の削減に努める必要がある。

（二）自然景観の保全に関する課題

瀬戸内海の沿岸地域及び島しょにおける草木の緑を保全・再生するため、保安林

の整備、林地開発許可制度等の規制の適正な運用により現状の緑を極力維持するとともに、森林整備等による積極的な育成を図り、瀬戸内海の自然景観を保全していく必要がある。

自然海浜は、瀬戸内海の自然景観を構成しているだけでなく、地域住民の憩いの場及び海水浴場、潮干狩場等のふれあいの場として多くの人に親しまれていることから、自然海浜の保全、養浜等により海浜環境を整備する必要がある。

また、海ごみは、周囲の景観に影響を及ぼすだけでなく、魚介類・鳥類等の生息環境への影響も懸念されており、海ごみ対策を積極的に推進する必要がある。

第四 計画の目標

瀬戸内海の環境保全を推進するためには、関係府県等が相互に協力しながら、各々の施策を遂行することが肝要であることから、瀬戸内海環境保全基本計画に基づき、この計画の目標を次のとおり定める。

一 水質保全等に関する目標

(一) 水質環境基準が未達成の海域については、可及的速やかに達成に努めるとともに、達成された海域については、これが維持されていること。

(二) 赤潮の発生による漁業被害、溶存酸素量低下の原因等の解明に努めるとともに、その発生の人為的要因となるものを極力少なくすること。

(三) 水銀、ポリ塩化ビフェニル等の人の健康に有害と定められた物質について、国が定めた除去基準以上含む底質が存在しないこと。また、その他有機物の堆積等に起因する悪臭の発生及び水質の悪化等により生活環境に影響を及ぼす底質については、必要に応じ、その悪影響を防止するための措置が講ぜられていること。

(四) 魚介類の産卵生育の場となっている藻場及び魚介類、鳥類等の生態系を維持する上で重要な役割を果たすとされている干潟等の浅海域は、瀬戸内海の水質浄化や生物多様性の確保、環境教育・環境学習の場等としても重要な役割を果たしているが、年々減少する傾向にある。

このため、水産資源保全上必要な藻場及び干潟並びに鳥類の渡来地及び採餌場として重要な干潟が保全されているとともに、その他の藻場及び干潟等についても、それが現状よりできるだけ減少することのないよう適正に保全されていること。また、これまでに失われた藻場及び干潟等については、必要に応じ、その回復のための措置が講ぜられていること。

(五) 海水浴場、潮干狩場等の自然とのふれあいの場等として多くの人に親しまれている自然海浜等が、できるだけその利用に適した水質で保全されていること。

二 自然景観の保全に関する目標

(一) 重要な自然景観を有する地域は、その態様に応じて国立公園、国定公園、県立自然公園又は自然環境保全地域等として指定され、瀬戸内海特有の優れた自然景観が失

われないようにすることを主眼として、適正に保全されていること。

(二) 島しょ部及び海岸部における草木の緑は、瀬戸内海の景観を構成する重要な要素であることから、保安林、緑地保全地域等の制度の活用等により現状の緑を極力維持するのみならず、積極的にこれを育てる方向で適正に保護・管理されていること。

(三) 海面と一体となり優れた景観を構成する自然海岸については、それが現状よりもできるだけ減少することのないよう、適正に保全されていること。

また、これまでに失われた自然海岸については、必要に応じ、その回復のための措置が講ぜられていること。

(四) 海面及び海岸が清浄に保持され、景観を損なうようなごみ、汚物、油等が海面に浮遊し、あるいは海岸に漂着し、又は投棄されていないこと。

(五) 自然景観と一体をなしている史跡、名勝、天然記念物等の文化財が適正に保全されていること。

第五 目標達成のため講ずる施策

これらの計画の目標を実現するため、既に得られた知見と技術を最大限に活用し、現在残されている自然環境の保全、発生負荷の抑制等の規制を中心とする保全型施策の充実に努めるものとする。また、これまでの開発等に伴い失われた良好な環境を回復させるため、幅広い連携と参加の推進を基本的な考え方として、各種施策の積極的な実施に努めるものとする。

一 水質汚濁の防止

(一) 水質総量規制制度等の実施

県内の海域において、水質環境基準の類型指定がCOD（化学的酸素要求量）等は十五水域、全窒素・全りんは九水域で行われている。

平成十八年度の環境基準点における水質及び環境基準達成率を、COD、全窒素及び全りんについてみると、次のとおりである。

CODの環境基準達成状況

類型	水質（ミリグラム／リットル）	達成率（パーセント）	水域数
A	一・四～三・四	一一	九（一）
B	二・九～五・一	〇	四（〇）
C	三・九	一〇〇	一（一）
計		一四	一四（二）

CODの水質は七十五パーセント値の数値を示す。

水域数欄の（ ）内の数字は、環境基準を達成している水域数を示す。

全窒素・全りん環境基準達成状況

計	IV	III	II	全窒素		全りん	
				水質(ミリグラム/リットル)	達成率(パーセント)	水質(ミリグラム/リットル)	達成率(パーセント)
計	一・五〇・九五〃	〇・六三〇・三六〃	〇・四一〇・一一〃	七(六)	八六	一〇〇(〇)	一
IV	〇・九五〃	〇・三六〃	〇・一一〃	一(二)	一〇〇	一〇〇	一
III	〇・六三	〇・〇二九	〇・〇二九	一(二)	一〇〇	一〇〇	一
II	〇・四一〇・四五	〇・〇二九	〇・〇一六	七(六)	八六	一〇〇(〇)	一
計	七(八)	九(七)	一〇〇(〇)	一(二)	一(二)	九(九)	一(二)

全窒素及び全りんの水質は平均値の数値を示す。

環境基準が未達成な海域については、これを達成させるために積極的に汚濁負荷量の低減等を図り、また達成されている海域については、その状態を維持することが必要である。

特に、瀬戸内海は広域的閉鎖性海域であり、関係府県の区域内で発生する汚濁負荷量の総量を計画的に削減することが必要であることから、水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき水質総量規制が実施されている。

本県においては、平成十九年に「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画(第六次計画)」を策定しており、この計画を積極的に推進するとともに、計画されている施策の進捗状況及び瀬戸内海に流入する負荷量の実態等の把握に努める。なお、この計画における発生源別の削減目標量は次のとおりである。

発生源別の削減目標量(目標年度:平成二十一年度)

計	生活排水	産業排水	その他
六四	一三三	三四	七
四三	一四	一二	一七
二・五	一・一	〇・八	〇・六

ア 生活排水対策

生活排水による汚濁負荷量を削減するため、「広島県汚水適正処理構想」等に基づき下水道等の生活排水処理施設の整備を促進するとともに、既設の処理施設については適正な維持管理を徹底し、必要に応じ、排水処理の高度化を図る。

また、「広島県生活排水浄化対策推進要綱」に基づき、家庭でできる雑排水対策の普及・啓発を行うほか、生活排水による汚濁が著しく、特に対策の必要な地域については、水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域に指定し、「生活排水対策推進計画」の策定及びその実施により、計画的な削減対策を推進する。

イ 産業排水対策

産業排水については、排水規制等を適切に運用し監視指導を強化するとともに、汚濁負荷量の削減のため、処理施設等の適正な維持管理の徹底を指導する。

また、新設及び増設する施設については、既設の施設に比べ、より高度な排水処理技術の導入が可能であることを考慮し、特別の総量規制基準を設定して、汚濁負荷量の一層の削減を図る。

さらに、公害防止施設の設置等の促進を図るため、広島県環境保全融資制度及び広島県小規模企業者等設備導入資金貸付制度の活用や政府系金融機関等の融資制度の積極的なあつ旋に努めるとともに、これらの助成制度の拡充整備を図る。

ウ 養殖漁業、農業、畜産関係の対策

養殖漁場については、持続的養殖生産確保法、「広島県魚類養殖指針」等に基づき、給餌量の低減、汚濁負荷の少ない飼餌料の使用の促進及び放養密度の調整等により、養殖漁場の環境管理の適正化を推進するとともに、漁場内の水質及び底質の改善を図るため、地域の実情に応じて適切な措置を講じる。

また、農業については、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律、「広島県持続性の高い農業生産方式導入指針」等により化学肥料の施用量の低減等を図り、農地に由来する汚濁負荷量の削減を推進する。

さらに、畜産排水については、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律、「広島県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画」等に基づき、家畜排せつ物の適正処理及び利用技術の普及等により、家畜排せつ物に由来する汚濁負荷量の削減を図る。

エ 藻場・干潟の保全及び再生

藻場・干潟は水質浄化機能を有し、豊かな生態系を維持する上で重要な役割を果たしているため、藻場・干潟の保全及び再生に係る事業を推進するとともに、環境調査の実施等により、生態系の面からの海域環境の把握に努める。

オ 底質汚濁の除去等

有機物を含む底泥の堆積は、溶存酸素量低下の一因となるなど、水質改善の支障となっているため、河川及び海域等において、必要に応じ、底泥の除去のための

しゅんせつ、覆砂事業等を行うほか、廃棄物リサイクル品を用いた底質の改善手法を検討する。

カ 赤潮対策

赤潮が発生している海域において、栄養塩類の削減対策を推進するとともに、排水処理技術の開発等に関する調査研究を推進し、その結果に基づき、適切な対策の検討を行う。

また、赤潮による漁業被害の未然防止及び被害の軽減のため、「広島県赤潮対策マニュアル」に基づき国、県、漁協等の情報交換による監視通報の体制を強化するほか、漁場環境調査等により海況の把握及び赤潮対策に関する調査研究を推進する。

(二) 有害化学物質等の規制及び把握等

平成十八年度の環境基準点におけるカドミウム等の健康項目に関する状況については、全ての地点で環境基準を達成しており、引き続き、排水基準の遵守の徹底、特定施設の設置等の許可制を適切に運用し、水質環境基準の達成維持を図る。

特に、ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、工場等の排出削減を推進する。

また、有害性のある化学物質については、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づき、排出量の把握及び排出削減に向けた適正管理を推進する。

ポリ塩化ビフェニル（PCB）については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、ポリ塩化ビフェニル廃棄物（トランス、コンデンサ等）の適正な保管を指導するとともに、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」を策定し、適正な処理を推進する。

(三) 油等による汚染の防止

本県には、特定重要港湾の広島港、重要港湾の呉港、尾道糸崎港、福山港のほか四十の地方港湾がある。

石油コンビナート等特別防災区域は福山・笠岡地区、江田島地区、能美地区、岩国・大竹地区が指定されている。また、本県地域一帯は地形が複雑で狭水道が多数存在している。

このような状況を踏まえ、次の施策を講じることにより、船舶油及び船舶の事故等に起因する流出油等による海域の汚染の防止を図る。

特に、油等による汚染については、「千九百九十年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約」及び「二千年の危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備、対応及び協力に関する議定書」の規定により策定された「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」（平成十八年十二月八日閣議決定）に基づき、油等汚染事件に伴う海洋環境被害の防止又は回復のための措置が適切に実施できるよう地域の実情に応じた準備及び対応の施策を積極的に推進する。

ア 船舶及び陸上からの油等の排出防止

船舶及び陸上からの油等の排出防止のため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、港則法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び水質汚濁防止法に基づく規制の徹底と監視取締りの強化を図る。

イ 事故による海洋汚染の未然防止

事故による海洋汚染を未然に防止するため、消防法及び石油コンビナート等災害防止法に基づく規制の徹底と監視指導の強化を図るとともに、広島県及び関係市町の地域防災計画並びに「広島県石油コンビナート等防災計画」、「福山・笠岡地区石油コンビナート等防災計画」及び「岩国・大竹地区石油コンビナート等防災計画」により防災対策を総合的に推進する。

また、船舶事故等による油等流出を防止するため、海上交通安全法、港則法等に基づく規制の徹底と指導、取締りの強化を図るとともに、海上交通の安全のための施設の整備を推進する。

ウ 排出油等防除体制の整備

排出油等の流出拡大を防ぐため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、石油コンビナート等災害防止法に基づく油回収作業船、オイルフェンス、油処理剤等の備え付け義務の徹底を図るとともに、これらの排出油等防除資機材の整備に努める。

また、排出油等を速やかに回収するため、呉港等に整備されている油回収作業船の積極的な活用を図る。

さらに、海上災害の発生及びその拡大を防止するため、海上災害防止センターの活用を図るほか、大量の排出油等に対しては「瀬戸内海東部海域排出油等防除計画」、「瀬戸内海中部海域排出油等防除計画」等に基づき迅速かつ的確な防除のための措置を講ずるとともに、地区排出油等防除協議会等を通じて、関係者相互の協力体制の整備及び防除計画の策定等に努める。

事故が発生した場合には、原因者側の防除作業を指導するとともに、その規模に応じ「広島県水質汚染事故対策要領」等に基づき、関係機関が協力して排出油等の防除業務等を実施する。

エ 環境保全対策の充実

事故発生時における自然環境等の保全対象、保全方策等についての検討並びに油等流出による自然環境等に及ぼす影響及び事故後の回復状況を評価するため、脆弱沿岸海域図の活用を図るほか、平常時の自然環境等の観測データの蓄積に努める。

二 自然景観の保全

(一) 自然公園等の保全

本県においては、自然公園法に基づき厳島、倉橋島、大久野島、仙酔島等の島しょ及び野呂山、筆影山等の沿岸の山々が瀬戸内海国立公園として指定されており、

また、広島県自然環境保全条例に基づき、当木島・釜戸岬、柏島が県自然環境保全地域として指定されている。

これらの地域の自然景観を保全するため、関係法令に基づく規制と指導を行うとともに、公園事業及び保全事業の推進を図る。

また、社会情勢等の変化に対応して国立公園の区域等の見直しを行うとともに、自然環境の優れた地域については、学術調査を実施して県自然環境保全地域等の指定を進め、その保全に努めるものとし、さらに、国立公園等と密接な関連を有する地域についても、自然景観の保全に配慮する。

(二) 緑地等の保全

瀬戸内海の沿岸地域及び島しょにおける草木の緑は、瀬戸内海の景観を構成する重要な要素である。

本県の沿岸地域及び島しょの自然植生は、シイ・カシ類等の常緑広葉樹であるが、古来、人為的影響を受け、現在常緑広葉樹が残されているのは一部の地域で、大半はアカマツ二次林、スギ・ヒノキの造林地となっている。

また、近年の各種開発や松くい虫等の森林病害虫の被害等により、自然緑地は減少し、質的劣化を招いている。

このため、現状の緑を極力維持し、かつ、積極的にこれを育て、生物の多様性を保全するため、次の施策を推進する。

ア 良好な自然景観を有する沿岸地域及び島しょにおける森林の確保

良好な自然景観を有する沿岸地域及び島しょにおける森林を確保するため、保安林の整備を進めるとともに、林地開発許可制度により林地の開発に係る規制の適正な運用を図る。

また、採石法及び砂利採取法に基づく採取計画の認可並びに海岸法に基づく許可に際しては、林地等の保全に十分配慮する。さらに、瀬戸内海の高島美等の景観や環境に配慮した岩石の適正採取、採取跡の整備の確実な履行の確保を図るため、採石業の適正な実施の確保に関する条例の適切な運用を図り、沿岸地域及び島しょにおける良好な景観や環境の確保等に努める。

イ 沿岸地域及び島しょ部における緑地の確保

広島市等における都市公園整備事業、大竹港等における港湾環境（緑地等施設）整備事業等及び横田漁港等における漁港環境（緑地等施設）整備事業等により、緑地の整備を推進する。また、都市緑地法に基づく緑地保全地域、特別緑地保全地区及び緑化地域、都市計画法に基づく風致地区（九箇所、三千九百八ヘクタールを指定済）並びに広島県自然環境保全条例に基づく緑地環境保全地域（九箇所、二百八十八ヘクタールを指定済）の地区指定を進め、その保全に努める。

また、都市における緑地の保全と緑化の推進を総合的かつ計画的に行うため、都市緑地法に基づく「緑の基本計画」の策定を促進する。

事業名	実施中及び予定箇所
都市公園整備事業	広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町
港湾環境（緑地等施設）整備事業	尾道糸崎港、横田港、大竹港
漁港環境（緑地等施設）整備事業	玖波漁港、田尻漁港
漁業集落環境（緑地等施設）整備事業	能地漁港、横田漁港

ウ 健全な森林の保護育成のための事業等の実施

森林環境保全整備事業及び水源林の整備等を積極的に推進するとともに、森林病虫害の防除及び治山事業を促進することにより、健全な森林の保護育成を図る。また、森林の有する公益的機能を持続的に発揮させるため、平成十九年度から導入した「ひろしまの森づくり県民税」を財源として、環境に貢献する森林を県民全体で守り育てる「ひろしまの森づくり事業」を推進する。

エ 緑化修景措置

開発等によりやむを得ず緑が損なわれる場合においては、本県の「開発事業に関する技術的指導基準」に基づく設置基準に即した公園緑地等の確保及びこれと併せて植栽等を指導するとともに、緑地協定を締結するよう指導するなどして緑の修復に努める。また、既に開発された地域についても植栽等を指導する。

(三) 史跡、名勝、天然記念物等の保全

瀬戸内海には、自然景観と一体をなしている史跡、名勝、天然記念物及び国宝・重要文化財が多く存在している。

本県区域には、文化財保護法に基づき指定されている特別史跡・特別名勝の厳島名勝の鞆公園、史跡の朝鮮通信使遺跡（鞆福禅寺境内）、天然記念物の瀬山原始林、アビ渡来群游海面、ナメクジウオ生息地、スナメリクジラ廻游海面、国宝・重要文化財の厳島神社、向上寺三重塔、磐台寺観音堂、桂濱神社本殿、林家住宅、吉原家住宅等があり、また、広島県文化財保護条例に基づき指定されている広島県史跡の万葉集遺跡長門島松原、伝清盛塚、広島県天然記念物の仙酔島の海食洞窟等がある。

これら瀬戸内海の自然景観と一体をなしている文化財は、できるだけ良好な状態で保全されるよう関係法令に基づく規制を徹底するとともに、防災施設の設置、保存修理及び環境整備等の対策を積極的に推進する。

(四) 海ごみ等の除去

海ごみ（漂流ごみ、漂着ごみなど）は、周囲の景観に影響を及ぼし、生態系への影響が懸念されることから、その除去対策を積極的に推進するとともに、平成十八年

三月に設置された「瀬戸内海海ごみ対策検討会」と連携し、海ごみの実態把握、回収体制の確立に努める。

漂流ごみについては、広島港等に配備されている清掃船を積極的に活用して回収するとともに、漂流ごみについては、「リフレッシュ瀬戸内」運動や「クリーン太田川」等、住民等の参加による地域環境保全活動を含めた河川、海岸等の清掃事業を促進しその回収に努める。

また、海面、海浜におけるごみ、油等の投棄を防止するため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、港則法、河川法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく規制の徹底と監視・指導の強化を図る。

さらに、かき養殖について、養殖いかだ等の養殖資材が台風等によって海ごみとなることが問題になっているため、養殖資材の再利用システムの構築に取り組む。

(五) その他の措置

ア 景観形成の推進

瀬戸内海の景観の保全を図るため、ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例に基づく地域指定及び届出指導等により、自然と調和のとれた適正な開発が行われるようにするとともに、平成十六年に制定された景観法に基づく景観計画を策定して、地域の特色ある景観行政を推進できるよう努める。

公共事業の実施に当たっては、生態系等への影響を考慮するとともに、自然を身近に感じられる工法を採用するなどして、周囲の自然景観との調和に配慮する。

また、自然景観と一体をなす町並み等の文化的な景観については、伝統的建造物群保存地区の指定等により保全を図る。

このほか、瀬戸内海環境保全知事・市長会議で採択された「瀬戸内海景観宣言」により、国や関係府県市の相互協力の下に、それぞれの地域や個性を考慮しつつ、瀬戸内海のまとまりのある内海景観を保全・創造していく。

イ 関係法令等に基づく環境影響評価等の適正な実施

開発等により自然海岸等の自然景観が損なわれる場合もあることから、事業の実施に際しては、「開発事業に関する技術的指導基準」の適切な運用及び関係法令等に基づく環境影響評価等の適正な実施を確保するとともに、早期段階での環境配慮を推進する。

ウ 海域等の適正利用の推進

港湾法及び広島県の海の管理に関する条例に基づき、海域の適正な利用等に努める。

海域や河川における放置艇については、漁港漁場整備法、河川法、港湾法及び広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例に基づき、広島湾における放置艇等の禁止区域を拡大するとともに、係留保管場所の整備や沈廃船の適正処理を推進する。とりわけ、高強度で処理が困難な上、処理費用が高いため不法投棄

が社会問題化しているFRP廃船については、「FRP船リサイクルシステム」等を活用し、効率的な撤去・処理を推進する。

エ 自然海岸の保全

瀬戸内海の島しょ部及び沿岸部に所在する自然海岸は、瀬戸内海の海岸の景観を構成する重要な要素であることから、可能な限り保全を図るとともに、失われた自然海岸については、地域の特性等を踏まえつつ、各関係事業による海岸整備等によりその回復に努める。

三 浅海域の保全

(一) 藻場及び干潟等の保全等

魚介類の産卵生育の場となっている藻場及び鳥類の渡来地等となっている干潟は、水質浄化や生物多様性を確保する上で重要な役割を有し、環境教育・環境学習の場としても活用されているが、近年、各種開発の進展等に伴い、次第に減少する傾向にある。

このため、水産資源保護法に基づき保護水面に指定されている生野島及び黒島の地先水域並びに瀬戸内海漁業取締規則に基づき藻場等ひき網漁業の禁止区域に指定されている白島等三箇所地先水域については、法令に基づく規制の適切な運用により藻場の保全を図る。

また、水産資源増殖等の見地から、水産基盤整備事業等（広域漁港整備事業、漁場環境保全創造事業等）により、幼稚仔の再生産の場、野生生物の生息・生育環境等としての藻場及び干潟の造成に積極的に取り組むほか、海域環境創造・自然再生等事業等を活用した藻場・干潟の造成等を推進する。

事業名	実施及び予定箇所
海域環境創造・自然再生等事業	広島港（五日市地区）、尾道糸崎港（浦崎、貝野地区）、横田港（坊地地区）

(二) 自然海浜の保全等

第五回自然環境保全基礎調査によると、県内の瀬戸内海の海岸線のうち、自然海岸は三百四十九・〇キロメートル（三二・五パーセント）、半自然海岸は五十九・三キロメートル（五・三パーセント）、人工海岸は六百二十九・九キロメートル（六二・五パーセント）、河口部は八・三キロメートル（〇・七パーセント）となっている。

これらの自然海岸及び半自然海岸等の海浜は、海水浴場、潮干狩場及び魚つり場として利用されており、例えば県民の浜海水浴場で年間約六・八万人の利用があるほか、潮干狩場として宮島大元公園等、魚つり場として阿多田島周辺、蒲刈島周辺等多くの場所が利用されている。

このように、自然海浜は、地域住民の憩いの場及び自然とのふれあいの場の役割

を果たしており、県民の健康で文化的な生活を確保するため必要不可欠なものとなっているが、近年、これらの自然海浜が減少する傾向にあることから、できるだけその保全に努めるとともに、養浜等により海浜環境の整備を推進する。

ア 規制の徹底と指導、取締りの強化

広島県自然海浜保全条例に基づき、佐木大野浦地区等十九箇所を自然海浜保全地区に指定し、自然海浜の保全を図っている。今後ともさらに地区指定を進め、条例の適切な運用を図る。

また、自然公園法、広島県自然環境保全条例、都市計画法、都市公園法、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律及び森林法に基づく各種指定区域等における自然海浜については、法令等に基づく規制措置の適切な運用を図ることにより、その保全に努める。

イ 養浜等による海浜環境の整備

海岸法に基づき策定した「広島県沿岸海岸保全基本計画」に則り、自然と共生した、利用され親しまれる海岸の整備を行う。

また、自然とのふれあいの場となる海浜を造成するため、海岸環境整備事業（養浜等）により豊島漁港海岸等において養浜を積極的に推進するとともに、「いきいき・海の子・浜づくり」事業等を実施し、生態系や自然景観等に配慮しながら、環境教育・環境学習の場等としても活用できるように海岸整備を行う。

事業名	実施中及び予定箇所
海岸環境整備事業	豊島漁港海岸（呉市）、蒲刈港海岸（呉市）
「いきいき・海の子・浜づくり」事業	御手洗港（呉市、野坂地区）

四 海砂利採取への対応

本県では、水産資源の保護培養や自然環境の保全の観点から、平成十年に県内の海砂利採取を全面禁止しており、今後も採取禁止の措置を堅持する。

海砂利採取全面禁止後の海域環境・水産資源の回復・修復状況を把握するため、平成十二年度に策定した「海砂利採取環境調査実施計画」に基づき、フォローアップ環境調査を継続して実施する。また、採取跡地周辺における水産資源を増大させるため、魚礁の設置や増殖場の造成等を推進する。

五 埋立てに当たつての環境保全に対する配慮

本県の瀬戸内海区域における埋立に係る公有水面埋立法の免許又は承認に当たつては、瀬戸内海環境保全特別措置法第十三条第一項の規定の運用に関する同条第二項の基本方針に沿って、環境保全に十分配慮する。

また、埋立事業の実施に当たつては、環境影響評価法及び広島県環境影響評価に関

する条例に基づく環境影響評価等を通じて、環境への影響の回避・低減を図るとともに、必要に応じ、適切な代償措置を検討する。その際、地域住民の意見が適切に反映されるよう努めるとともに、特に浅海域の藻場・干潟等は、一般に生物生産性が高く、底生生物や魚介類の生息、水質浄化等において重要な場であることを考慮する。

六 廃棄物の処理施設の整備及び処分地の確保等

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会からの転換を図るため、「広島県廃棄物処理計画」に基づき、廃棄物の発生を抑制し、再利用、再生利用の促進により減量化を進め、リサイクル施設の整備を推進して、最終処分量の削減等を図るとともに、廃棄物の適正処理を推進する。

なお、廃棄物の最終処分が海面埋立によらざるを得ない場合においても、環境保全と廃棄物の適正処理に十分配慮し、廃棄物処理計画及び埋立地の造成計画との整合を図る。

また、瀬戸内海の海面及び海岸が清浄に保持されるためには、ごみ等の不法投棄及び不適正処理の防止に努めることから、監視等の強化を図る。これらの観点から、次の施策を積極的に実施する。

(一) 廃棄物の発生抑制、再利用、再生利用

循環型社会の構築に向けたモデルケースとして、備後地域を対象とした「びんごエコタウン構想」の具体化を図るため、びんごエコタウンモデル地区に企業用地を整備し、リサイクル関連企業の立地を促進する。

「びんごエコタウン構想」の中核として、可燃ごみを加工した固形化燃料（RDF）による発電や灰溶解による資源化を図る「福山リサイクル発電事業」を実施しており、ごみ焼却に係るダイオキシン問題、最終処分場の逼迫、一般廃棄物処理の広域化といった課題に対応するため、引き続き、この事業を推進する。

また、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律、特定家庭用機器再商品化法、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、使用済自動車の再資源化に関する法律に基づき、消費者、行政、事業者がそれぞれの役割と責任を分担し、リサイクルシステムを適切に運用する。

(二) 処理施設の整備等

本県の瀬戸内海関係区域における平成十八年度末の一般廃棄物処理施設の整備状況は、次のとおりである。

一般廃棄物処理施設の整備状況

一般廃棄物処理施設の種類	施設数	処理能力（トン／日）
ごみ焼却施設	二四	三〇二五

資源化施設	三二	六〇六
粗大ごみ処理施設	一二	三六五
燃料化処理施設	七	五五〇
RDF発電施設	一	三一四 (RDF)

RDF発電施設欄の処理能力は、RDF（ごみに含まれる厨芥・紙等を乾燥・粉碎して石灰等を混ぜ、クレヨン状に成形加工した固形燃料）としての処理能力を示す。

現在、これらの施設により処理を行うほか、循環型社会形成推進交付金事業により廃棄物のリサイクル及びエネルギー回収に重点を置いた施設の整備が進められており、今後とも、こうした施設の整備を推進する。

循環型社会形成推進交付金事業（平成十九年度）

事業名	実施中及び予定箇所
ごみ焼却施設（継続）	広島市
最終処分場（継続）	広島市
ストックヤード（新規）	江田島市、竹原広域行政組合

(三) 埋立処分地の確保等

本県の瀬戸内海関係区域における平成十七年度末の埋立処分地の整備状況は、一般廃棄物の最終処分場については二十九箇所（建設中、廃止分及び埋立完了施設を除く。残余容量二百二十七万立方メートル）、産業廃棄物の最終処分場については五十七箇所（残余容量七百四十五万立方メートル）となっている。平成十五年度から実施している産業廃棄物埋立税の導入等により、近年、廃棄物の排出量、埋立処分量は減少に転じているものの、適正処理の推進には埋立処分が必要となるため、新たな埋立処分地の確保は重要な課題である。

廃棄物の最終処分が海面埋立によらざるを得ない場合においては、瀬戸内海の環境保全に十分配慮した上で、循環型社会形成推進交付金事業（最終処分場）及び廃棄物処理施設整備事業（廃棄物埋立護岸）を活用し、埋立処分地の確保に努める。

(四) 監視等の強化

車両、船舶及びヘリコプターにより陸域・海上・空から不法投棄等の監視を行うとともに、事業者及び処理業者に対する監視指導を徹底する。

七 健全な水循環機能の維持・回復

(一) 海域

陸域と海域が一体となった水循環の中で、海域の果たす役割として、陸域からの汚濁負荷に対する水質浄化機能の発揮が求められており、藻場・干潟等の浅海域の保全や人工干潟等の適切な整備等を通じて、浄化能力の向上を図る。

(二) 陸域

陸域において、水は浸透、湧出、流下等により地表・地下を通じて一体的に循環しており、この循環の過程で、河川の水量確保、水質浄化、水辺環境や生態系の保全等に大きな役割を果たしている。健全な水循環の維持・回復を図るため、次の施策を推進する。

ア 農地・森林の適切な維持管理

農地や森林が持つ水源かん養等の公益的機能を発揮させるため、適切な維持管理を進める。

農地については、傾斜地が多くまとまった農地が少ないなど農業生産条件が不利な中山間地域等を対象として、その不利性を補正する直接支払いを実施し農地保全を通じた農地の公益的機能の維持発揮を図るとともに、地域ぐるみの効果の高い共同活動と先進的な営農活動を一体的かつ総合的に支援する農地・水・環境保全向上対策を推進する。

森林については、水源地域整備事業等により水源地域の荒廃森林の整備等を行うほか、流域を単位として、民有林、国有林を含めた川上から川下の関係者の総意のもと多様な森林整備を行う流域管理システムの確立を図るとともに、財団法人広島県農林振興センターによる水源林整備等を進める。

イ 河川等の地下浸透への配慮、流量の確保等

河川における多自然川づくりや道路等の整備における斜面緑化、自然材・自然石の利用等、水の地下浸透にも配慮した工法を積極的に導入することにより、水循環機能の維持・回復を図る。また、合理的な水利用の促進を図るなど必要な流量の確保に努めるとともに、下水道や農業集落排水等の処理水を雑用水等として再利用するなど、水の循環的利用に努める。

ウ 河川の水環境対策

河川等の水環境を改善するため、必要に応じ、自然環境が有する水質浄化機能の活用を図る。なお、芦田川流域については、「第二期芦田川水環境改善緊急行動計画」に基づき、高屋川の河川浄化施設、瀬戸川の植生浄化施設等により、引き続き、芦田川流域の水環境改善を推進する。

八 失われた良好な環境の回復

瀬戸内海にふさわしい多様な自然環境を確保するため、カブトガニ、ナメクジウオ、ミヤジマトンボ等の貴重種の生息環境の保全を図るとともに、生態系や海域の水質浄化能力を回復、海への親しみや海域環境への意識の高揚等の観点から、開発等に伴い

既に失われた藻場、干潟、自然海浜等の良好な環境を回復させる施策を展開する。

また、都市部等で古くから埋立てなどの開発が進められ、藻場・干潟及び自然海岸等がほとんど存在しないような地域においては、周辺環境への影響等を十分考慮した上で、人が海とふれあい親しめるような場の確保や良好な景観の形成等の観点から、必要な環境の創造に努める。

これらの事業は、事業者、住民及び民間団体と連携し、国及び地方公共団体が先導的役割を果たしながら、計画的に進めていく。

九 島しょ部の環境の保全

本県の瀬戸内海には有人・無人合わせて百三十八の島がある。これらの地域は、内海航路の要衝として栄えるなど豊かな歴史・文化を持ち、柑橘栽培等の農業、漁業、造船業等が営まれてきたが、近年、過疎化、高齢化の進行、基幹産業の低迷等、島しょ部の活力の低下が懸念されている。

その一方で、豊かな自然環境が随所に残されており、とりわけ、これら自然環境や島々がつくり出す瀬戸内海らしい多島美の景観等は、極めて貴重な財産となっている。このため、これら自然環境、景観を守りつつ、地域の活性化を図っていく必要がある。

また、貴重な自然環境、景観を保全・活用する観点から、自然公園区域の指定等により適切な保全を図るとともに、自然とのふれあいを促進させる施設整備やそれらを有効に生かすソフト面の施策を総合的に推進する。

十 下水道等の整備の促進

瀬戸内海の水質保全を図る上で、生活排水に係る汚濁負荷量の削減対策となる下水道等の整備は極めて重要な施策であり、広島県汚水適正処理構想等に基づき、地域の実情に応じ、下水道、浄化槽、農業集落排水施設及び漁業集落排水処理施設等の効率的な整備を促進するとともに、必要に応じ、排水処理の高度化を進め、適正な維持管理の徹底を図る。

(一) 下水道の整備

本県の瀬戸内海関係区域における下水道は、平成十八年度末で四十六箇所の終末処理場が稼動しており、処理人口は百七十二万五千八百人、処理人口普及率は六十三・三パーセントである。

下水道の整備は、瀬戸内海の水質保全を図る上で特に重要かつ緊急を要する課題であり、現在実施中の広島市等二十市町における公共下水道事業及び太田川等の流域下水道事業を積極的に推進する。

また、下水道終末処理場については、維持管理の徹底等により放流水質の安定化及び向上に努めるほか、下水道の普及状況を勘案しつつ、高度処理の導入に努める。さらに、合流式下水道については、引き続き、雨水滞水池、ろ過スクリーンの設置等の改善を推進する。

事業名	実施中の箇所
公共下水道 (継続事業)	【公共下水道】 広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、世羅町 【特定環境保全公共下水道】 広島市、呉市、三原市、尾道市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸太田町、大崎上島町、世羅町
域下水道 (継続事業)	太田川、芹田川、沼田川

(二) 浄化槽（合併処理浄化槽）の普及促進

浄化槽（合併処理浄化槽）については、浄化槽設置整備事業及び浄化槽市町村整備推進事業等の活用により整備を促進する。

また、既存単独処理浄化槽については、地域の実情に応じ、合併処理浄化槽への転換を推進する。

なお、新設及び既設の合併処理浄化槽並びに既存単独処理浄化槽については、浄化槽法等関係法令のほか、「広島県浄化槽取扱指導要綱」等に基づき、その適正な設置及び維持管理に努めるとともに、法定検査の徹底により放流水質の適正化を図る。

事業名	実施中及び予定箇所
浄化槽設置整備事業（継続事業）	竹原市、三原市、福山市、府中市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、熊野町、坂町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町
浄化槽市町村整備推進事業（継続事業）	三原市、庄原市、安芸高田市
汚水処理施設整備交付金事業（新規事業）	広島市
汚水処理施設整備交付金事業（継続事業）	呉市、尾道市、安芸太田町

(三) 農業集落排水施設及び漁業集落排水施設の整備

本県の瀬戸内海関係区域における農業集落排水施設及び漁業集落排水施設は、平成十八年度末において五十三地区で整備されている。

今後、地域の特性を考慮しながら、農業・漁業地域における水質保全並びに生産環境及び生活環境の改善を図るため、これら施設の整備を推進する。

事業名	実施中及び予定箇所
農業集落排水施設(継続事業)	広島市、呉市、東広島市、江田島市
農業集落排水施設(新規事業)	広島市
漁業集落排水施設(継続事業)	呉市、三原市、尾道市、福山市、大崎上島町

(四) し尿処理施設の整備

本県の瀬戸内海関係区域におけるし尿処理施設は、平成十八年度末で三十一施設が整備され、処理能力は二千五百六十二キロリットル/日である。今後とも、公共下水道等の整備の進捗状況に配慮しながら、施設の老朽化等に対応して、施設の新増設又は更新を行うとともに、必要に応じた高度処理の導入に努める。

十一 海底及び河床の汚泥の除去等

瀬戸内海の水質汚濁の一因となっている海底及び河床の汚泥の実態を把握するため、県内の主要河川及び海域において底質調査を実施しており、今後もその調査を継続する。また、有機汚泥の堆積等に起因する悪臭の発生、水質の悪化等により生活環境に影響を及ぼす底質については、除去の際の周辺環境への影響等に係る調査研究を進めるとともに、必要に応じ、除去等の適切な措置を講ずるよう努める。

平成六年度から十年度にかけて、福山港(内港地区)において、PCBで汚染された底泥の固化処理を実施しており、その効果等を確認するための環境監視を継続して実施する。また、統合河川整備事業及び漁場環境保全創造事業(堆積物除去)により底泥を浚渫して海域及び河川環境の保全に努めるとともに、海底に堆積した底泥の除去等の技術の開発等を目的として、底質浄化事業に係る調査の推進を図る。

十二 水質等の監視測定

瀬戸内海の水質保全対策の実効を期すためには、県内の瀬戸内海関係区域における公共用水域の環境基準の達成状況及び発生源における排水基準の遵守状況等を把握することが不可欠であり、そのための水質等の監視測定が必要である。

公共用水域における監視については、水質汚濁防止法による水質測定計画に基づき、環境基準の類型指定がされている水域を中心として、関係機関の相互協力の下、河川二百三十七地点、湖沼八地点、海域七十二地点の計三百十七地点(平成十九年度)で常時監視を実施している。また、ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、河川二十五地点、海域十地点、地下水五地点の計四十地点(平成十九年度)でダイオキシン類による環境汚染の状況把握に努めており、今後とも、監視体制の拡充強化に努める。

発生源については、主要な工場・事業場に対して、水質の毎時測定データの収集・監視を行い、総量規制の円滑な推進を図るとともに、水質汚濁防止法及び広島県生活

環境の保全等に関する条例等に基づき、工場・事業場に対する排水基準の遵守を指導する。また、工場・事業場等からの発生負荷量の管理業務や公共用水域の水質監視業務に伴うデータ整理及び解析機能を有する水質情報管理システムの質的向上を図る。

十三 環境保全に関する調査研究及び技術の開発等

県内の瀬戸内海に関する調査研究は、県立総合技術研究所、独立行政法人産業技術総合研究所中国センター、独立行政法人水産総合研究センター瀬戸内海区水産研究所及び広島大学等の試験研究機関で行われている。これらの機関及び民間企業も含めた幅広い連携の下、広島湾における富栄養化機構の解明、悪化した底質環境の改善、藻場・干潟等の浅海域の環境保全と創生、アマモ場の造成技術、廃棄物の有効利用等に関する各種研究等を実施するとともに、水質全般に関するデータ収集・解析のための水質情報管理システムの開発及び環境情報システムの検討等を行っている。

今後も、関係機関の協力を得て、これらの調査研究を推進するほか、広島かきなど養殖業の持続的発展のための技術開発、自然環境保全基礎調査や生物指標等を用いた生態系に関する環境モニタリング調査等を推進する。

また、環境情報や調査研究、技術開発の成果等のデータベース等を備え、情報の共有化や環境関連情報の収集の効率化等に資するシステムの開発及び人工衛星等を用いたリモートセンシングデータの利用技術等の環境保全に関する幅広い技術の開発等の推進に努める。

十四 環境教育・環境学習の推進

瀬戸内海の環境保全に対する理解を促進し、環境保全活動に参加する意識及び自然に対する感性や自然を大切に思う心を育むため、地域の自然及びそれと一体をなす歴史的、文化的要素を積極的に活用しつつ、国、地方公共団体、事業者、民間団体の連携の下、環境教育・環境学習を推進することが必要である。

このため、平成十七年に策定した「広島県環境学習推進実施計画」に基づき、小学校及び中学校における総合的な学習の時間等の活用により学習機会の増大を図るとともに、環境保全アドバイザー等の環境学習指導者の養成、環境学習プログラムの作成等を実施して、環境教育・環境学習の普及拡大を図る。

環境教育・環境学習の実施に当たっては、日々の生活の中で環境対策として実践できる、省エネ・省資源、廃棄物の減量化、生活排水等の対策が、地球温暖化防止、ごみの不法投棄防止、汚濁負荷量の低減につながり、これらがひいては瀬戸内海の環境保全に寄与することが理解されるよう努めるとともに、かつて瀬戸内海が豊かな生物多様性と高い生物生産性を有する海域であったことを考慮し、瀬戸内海が里海（※）として、環境に配慮した持続可能な海域として再生されるよう意識醸成を図る。

また、国立公園等を活用した自然観察会等の体験学習、水生生物による水質環境調査等を実施するほか、ボランティア等の人材育成及び「こどもエコクラブ」、「せとうち海援隊」、広島県マイロードシステム、広島県ラブリバー制度等において活動す

る団体に対する支援等に努める。

※里海 適切に人の手が加えられ続けることによって高いレベルの生物多様性

と生物生産性が維持された豊かで美しい海域

十五 情報提供、広報の充実

住民参加、環境教育・環境学習、調査研究等を推進するため、広島県のホームページ、せとうちネット、瀬戸内海環境情報センター等のインターネットや広報誌、新聞、テレビ、ラジオ等の広報媒体を通じて情報提供し、瀬戸内海の環境の現状及び汚濁負荷量削減、廃棄物の減量化への取り組み等の広報に努める。

十六 広域的な連携の強化等

瀬戸内海は十三府県が関係する広範な海域であることから、環境保全施策の推進のため、瀬戸内海環境保全知事・市長会議等を通じて広域的な連携を図るとともに、社団法人瀬戸内海環境保全協会及び財団法人国際エメックスセンター等の活動への参加、情報交換等に努める。

また、健全な水循環機能の維持・回復等のため、流域の関係者が一体となった森林整備等を行う流域管理システムや、太田川流域振興協議会による環境保全及び普及啓発等の活動、芦田川における水質改善の取り組み、広島湾再生推進会議による広島湾再生の取り組み等、河川流域や湾を単位とした環境保全施策を推進する。

このほか、沿岸部の都市地域等と山間部の中山間地域の間における様々な分野での交流・連携を促進する。

さらに、瀬戸内海の自然的、社会的条件から、環境保全のための施策の策定に当たっては、住民や事業者等の幅広い意見を調整し、施策に反映させるための適切な仕組みの検討に努める。

第六 計画の推進

一 計画の積極的推進

瀬戸内海の環境保全を推進するため、この計画で定められた施策については、優先的に財源の確保等に努め、その積極的な推進を図る。

二 進行管理

瀬戸内海の環境保全を推進するためには、この計画で定められた施策が確実に実行される必要があるため、計画した諸施策を強力に推進するとともに、施策の実施状況及び環境改善の状況を適確に把握して、施策の効果的な実施を図る。

三 関係機関との連絡調整

この計画を実効あるものとしていくため、計画の実施に当たっては、国、県、関係市町等の関係機関が緊密に連携し、計画した諸施策の実施状況等の情報交換・意見交換を行い、計画の円滑な推進を図る。